

記入例

～太枠の中を記入、もしくは該当するものに○印をしてください～

郵送の場合、投函日を記入

(宛先)上尾市長

提出年月日	令和 7・6・3	令和7年度 児童手当 現況届	保険情報 ☐ 確認不要 ☐ 医療確認 ☐ 情報連携	所得情報 所得額 所得方法 扶・情・不要()
受給者	フリガナ アゲオ タロウ 氏名 上尾 太郎	生年月日 昭和 58年 12月 1日 性別 男 住所 上尾市 本町三丁目1番1号 電話 090 (1234) 5678	日中に連絡がつきやすい電話番号を記入してください。	
配偶者	フリガナ アゲオ ハナコ 氏名 上尾 花子	配偶者の生年月日 昭和 59年 12月 1日 配偶者の住所 配偶者の職業 ア. 会社員等 ☒ 公務員 ウ. パート、専業主婦、自営業、無職等	※「イ. 公務員」の場合 勤務先名称 上尾市役所こども支援課	

受給者	令和7年1月1日現在の住所	上尾市内 上尾市外 () 都・道府・県 () 市・区・町・村 () 国外 ()	受給者・配偶者それぞれの令和6年1月1日時点の住民登録地を記入。「上尾市外」の場合は市区町村名を「国外」の場合は国名を記入。
配偶者	令和7年1月1日現在の住所	上尾市内 上尾市外 () 都・道府・県 () 市・区・町・村 () 国外 ()	

◎算定児童 18歳から22歳までの児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子	氏名 上尾 一郎	「監護」とは「監督・保護」の略称。通常、必要とする養育、日常生活の世話をしている場合、「有」に○印 監護相当の有無 ☒ 有 ☐ 無	「生計費の負担」とは、児童が必要とする食事・学費・住居・その他生活費を負担している場合、「有」に○印 生計費負担の有無 ☒ 有 ☐ 無	次の①②いずれも該当する場合は、別紙の「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 ①「監護相当の有無」「生計費負担の有無」がいずれも「有」の18歳から22歳までの児童がいる ②算定児童と支給対象児童の合計が3人以上
すでに算定児童として登録済の児童が印字されています。 新たに監護・生計費を負担する児童が増えた場合は、こども支援課にお問い合わせください。				

◎支給対象児童 0歳から18歳以下の児童 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子	氏名 上尾 梅子	続柄 子	生年月日 令和6年4月1日	同居・別居の別 同	住所 (別居の場合) さいたま市浦和区高砂3-15-1	海外留学中の場合 出国年月 令和 年 月	監護相当の有無 ☒ 有 ☐ 無	生計関係 ☒ 同一・維持 ☐ 別	児童との関係 ☒ 同一・維持 ☐ 別	第3子以降の場合 ☐ 有 ☐ 無	3歳未満の場合 ☐ 有 ☐ 無	左記以外の場合 ☐ 有 ☐ 無	手当月額
すでに支給対象児童として登録済の児童が印字されています。 出生等で児童が増えた場合は、追記してください。 同時に額改定請求(用紙はこども支援課、支所・出張所にあります。ホームページから印刷も可能です。)の届出も必要となりますので、お問い合わせください。						・児童との続柄が「子」の場合は、「同一」に○印 ・児童との続柄が「子」以外(子の子、妻の子など)の場合は、「維持」に○印 ⇒「監護・生計維持申立書」が必要							
別居の場合は、住所を記入 ⇒「別居監護申立書」が必要。児童の属する世帯の世帯主の方から署名・押印を受けてください。 ※海外に児童がいる場合、留学等を除き手当は支給されません。						現況届審査区分 合計金額 円							
受給者の加入年金 3歳未満の子を養育している場合のみ	1 () 私立学校教職員共済 ☐ 受給者年金変更 ☐ 受給者公務員 ☐ 配偶者公務員 ☐ 配偶者別住所 2 () 国家公務員共済 ☐ 配偶者変更 ☐ 別居監護申立書 ☐ 維持申立書 ☐ 同居父母申立書 3 未加入 () 地方公務員共済 ☐ 確認書 ☐ 額改定(増・減) ☐ 職員チェック() 4 その他() 共済組合員の勤務先を記入												

【その他の注意点】

- 受給者について
「住所」の欄は、生活の本拠地(住民票上の住所)を記入してください。書類の不備や確認事項がある場合、電話で確認させていただくことがありますので、日中に連絡がつきやすい電話番号を記入してください。
- 配偶者について
「配偶者の氏名」「配偶者の職業」などの欄は、「配偶者」の欄で「有」を選んだ場合、記入してください。
- 児童について
児童が海外に留学している場合、「海外留学中の場合出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 海外に留学中の場合、必要に応じ次の書類を添えて提出してください。
当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類。詳しくはお問い合わせください。